

## Ⅲ章 双葉町への帰還に向けて

避難指示の解除は帰還をする上で前提条件であり、町への帰還は、それぞれの事情を踏まえ、町民一人一人が自らの意志で判断するものです。町としても、町民一人一人の判断を尊重し、当面は帰還を迷っている方や二地域居住を選択されるという方を含め、双葉町に戻りたいという思いのある方が最終的に帰還できるよう、粘り強く取り組みます。

また、今後の帰還に向け、具体的な時期が見えてきた段階で、双葉町への帰還計画を別途作成し、計画的に帰還を進めます。

# Ⅲ章 双葉町への帰還に向けて

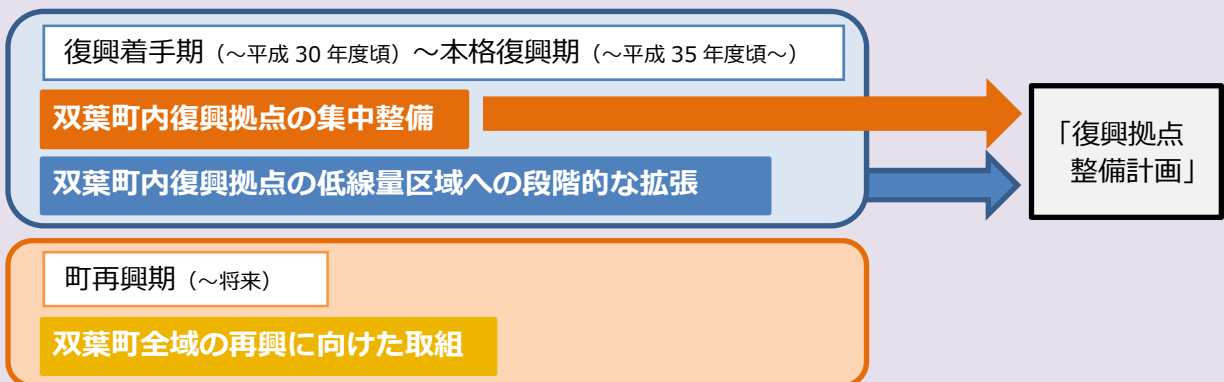
## 1. 帰還に向けた基本的な考え方

### (1) 双葉町への帰還環境整備の進め方

- 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（平成 28 年 8 月 原子力災害対策本部 復興推進会議）」が決定されたことにより、町域の 96%が帰還困難区域に指定されている双葉町においても、町の本格的な復興に向け、帰還困難区域内における事業に着手できるようになります。
- 町としても、この政府方針を受け、すでに動き出している避難指示解除準備区域における事業と並行して、帰還困難区域内の面的除染を始めとする新たな枠組みによる復興事業に可能な限り早く着手できるよう、平成 29 年度の早期に、以下の構想及び計画を作成し、国による計画の認定を求めます。
- そして、計画の認定後は、関係機関との連携により、計画の速やかな実現に向けた取組を推進します。

#### ①双葉町の「帰還困難区域の今後の整備方針等の方向性を定めた全体構想」

- 双葉町に帰還可能な環境を早期に整備するため、町内全域の復興を同時に進めるのではなく、計画的かつ段階的に取組を推進します。
- まずは、放射線量の低減の状況を最大の基準とし、インフラ復旧状況等も踏まえつつ、町内を「復興拠点の候補区域（低線量区域）」と「中長期的な検討区域（高線量等区域）」の大きく二つに区分し、取組を進めます。
- 低線量区域の中には、まずは当面 5 年程度で重点的に取り組む「復興拠点」を設定し、全体構想を作成の上、国の早期認定を求めます。



#### ②双葉町の「復興拠点整備計画」

- 双葉町の復興を効果的かつ着実に推進するため、全体構想を踏まえて、復興拠点整備計画を策定します。
- 「復興拠点」の設定に当たっては、魅力ある住環境と産業基盤を兼ね備えた「復興拠点」の実現を目指し、震災前の双葉町の姿や、これまでの復興まちづくり計画を踏まえ、町の意向を最大限尊重して計画を認定するよう、国に強く求めます。
- 整備計画の策定に当たっては、帰還目標時期及び帰還目標人口について、各事業のスケジュールの目安や住民意向調査の結果等を踏まえ、町としての目標を示します。

## (2) 双葉町の避難指示解除に関する考え方

### ①基本的な考え方

- 双葉町の避難指示解除については、復興まちづくりの推進により、次のような条件が達成された段階で、その時の科学的知見に基づき、地域の意向を十分に踏まえて進めるよう、国に求めています。

条件 の 例	①帰還環境の整備	・住宅の整備 ・電気、ガス、上下水道、交通、通信などの生活インフラの復旧 ・医療、小売などの生活関連サービスの提供開始 等
	②安全・安心の確保	・地域の放射線量が十分に低くなっていること ・福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全が確保されていること ・中間貯蔵施設の安全が確保されていること 等

### ②避難指示解除準備区域（両竹・浜野地区）に関する考え方

- 双葉町の避難指示解除準備区域（両竹・浜野地区）の復興事業はすでに動き出しており、今後とも引き続き、双葉町の「働く拠点」及び「発信拠点」として、帰還困難区域内の「復興拠点」に先駆けて、その整備を推進していきます。
- 両竹・浜野地区の「働く拠点」及び「発信拠点」としての整備が進み、その避難指示が解除されれば、双葉町への人の流れの強化と、それに伴う町の復興加速化が大いに期待されます。
- 一方、津波被災地でもあるこの地区に、町として住宅を整備する計画は現時点ではないため、「働く拠点」及び「発信拠点」としての整備により、避難住民の帰還環境が整ったと考えることは適切ではありません。
- そこで、双葉町の避難指示解除準備区域については、この地域の住民が不当な扱いを受けることが決してないよう国に強く求めながら、双葉町への人の流れを創出する「復興の先駆け」として、先行的な避難指示解除を目指し、取組を推進します。
- なお、この先行的な避難指示解除に向けた取組は、双葉町の「働く拠点」及び「発信拠点」への人の流れの強化を図るための環境整備の一環として取り組むものであり、町として、先行的な住民の帰還を進めるものではありません。

## (3) 帰還が可能となるまでの間における生活再建支援

- 上記のような取組を早急に進めたとしても、町への帰還が可能となるまでには、今後とも年単位の時間が必要です。こうした中、高速道路の無料措置、医療費の一部負担金の減免等を始めとする生活再建支援については、ふるさと双葉町から離れた生活を強いられる間、生活再建支援の延長・拡充等を国・県に強く求めます。

## (4) 双葉町全域の再興に向けて

- 双葉町へ帰還可能な環境を早期に整備するためには、計画的かつ段階的に取組を推進する必要があります。
- 一方、現時点では高線量な区域も含め、双葉町全域の帰還が可能となるまで、町の復興が完全に果たされたとは言えません。
- 双葉町全域の復興に向け、帰還困難区域全域の避難指示解除への決意を示した国や県と連携しながら、今後の放射線量の低減の状況を踏まえつつ、町として、中長期的に取組を推進します。

## 帰還環境整備の進め方イメージ

○双葉町の帰還環境は、次の3つのステップを踏みながら整備を進めていきます。

### 双葉町内復興拠点の集中整備

震災前の双葉町の姿や、これまでの復興まちづくり計画を踏まえ、まずは当面5年程度に取り組む「復興拠点」を設定し、国の認定を求めます。国の認定後は、避難指示解除準備区域における復興事業と併せて帰還困難区域における復興事業を集中的に推進します。

### 双葉町内復興拠点の低線量区域への段階的な拡張

国の認定を受けた当初の「復興拠点」の整備の進捗状況等を踏まえ、復興拠点の区域を町内の低線量区域に徐々に拡張します。

### 双葉町全域の再興に向けた取組

現時点では高線量の区域を含め、双葉町全域の帰還が可能となるまで、町の再興が完全に果たされたとは言えません。  
双葉町全域の復興に向け、帰還困難区域全域の避難指示解除への決意を示した国（※）や県と連携しながら、今後の放射線量の低減の状況を踏まえ、中長期的に取組を推進します。

※帰還困難区域の取扱いに関する考え方（抜粋）  
(H28.8.31 原子力災害対策本部 復興推進会議)

たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととする。

凡例2：空間線量率  
<at1m, H28.5測定>  
μSv/h (およそのmSv/y)

- <1 ( <5)
- 1-2 (5-10)
- 2-3 (10-15)
- 3-4 (15-20)
- 4-5 (20-25)
- 5-10 (25-50)
- 10-20 (50-100)

□ 「復興拠点」の候補区域  
(低線量区域)

(参考)

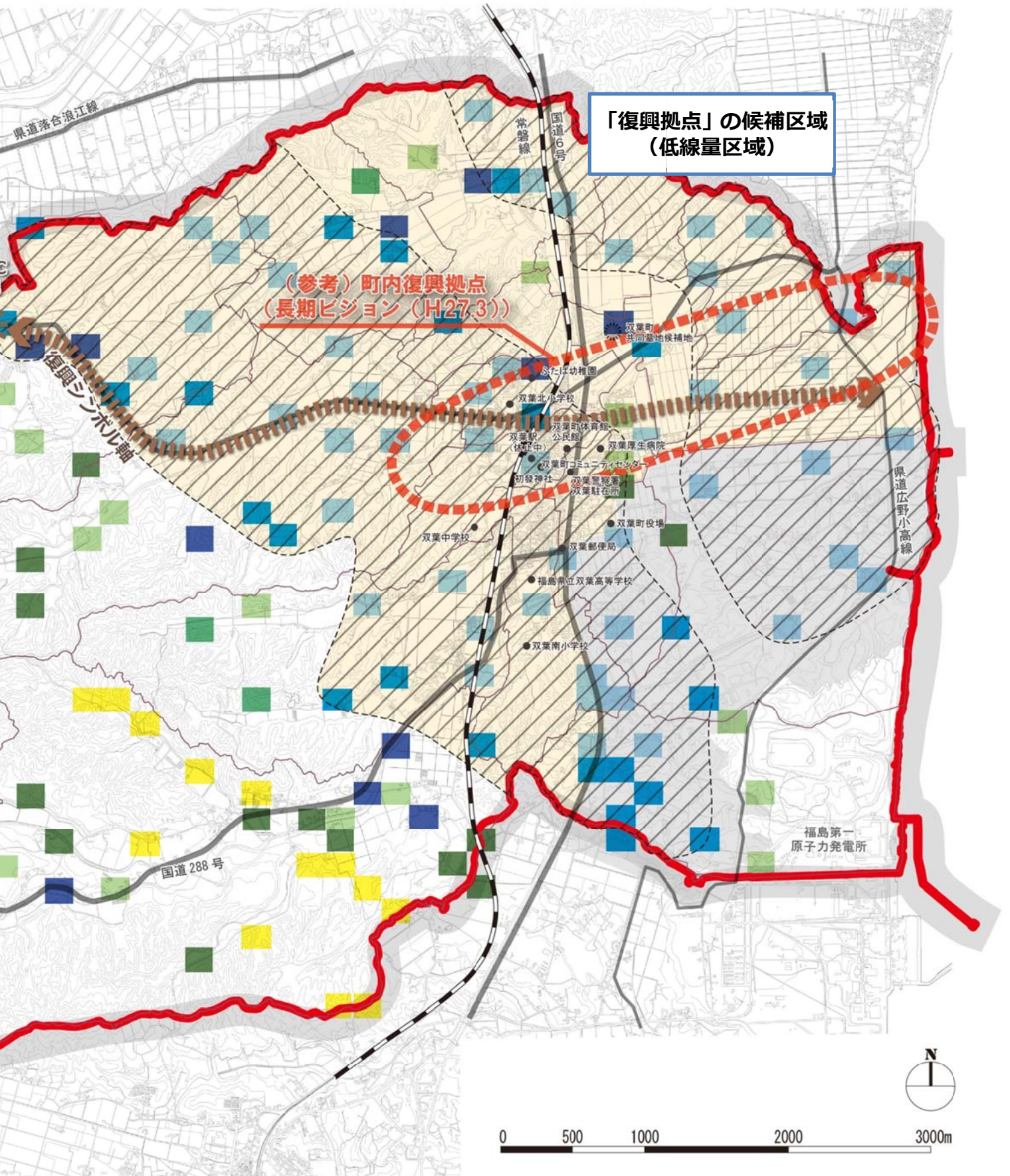
□ 長期ビジョンの低線量区域  
(H26.2時点の空間線量率が3.8μSv/h以下の測定点を囲んだ概ねのエリアであり、空間線量率は場所により異なる。)

中長期的な検討区域  
(高線量等区域)

凡例1

- JR常磐線
- 双葉駅
- 国道6号
- 常磐自動車道
- 行政区
- 中間貯蔵施設予定地

※( )内は年間積算数を試算。(但し、およその切の良い整数表示としている)  
積算は、屋内8時間、屋外16時間の滞在で、屋内は木造家屋(屋外の40%低減効果)とした試算とした。



## 2. 目標人口

### 目標人口

**2,000 人～3,000 人（約 10 年後）**

- 将来の双葉町は、帰還する町民に加えて、中野地区復興産業拠点における就労者や、廃炉事業等に従事する方々も新たな町民として迎えて動き出すことが想定されます。
- こうした中、住民意向調査の結果や、中野地区復興産業拠点等における就労者数の目標値から、いまから約 10 年後には、町内で約 2,000 人から 3,000 人程度の人々が暮らし、活動していることを目標とし、取組を推進します。

### 【町内復興拠点のエリア別目標人口】

	駅西・新市街地	駅東・まちなか	その他
帰還する町民	800～1000 人	300～500 人	100～300 人
新町民（就業者等）	400～500 人	100～300 人	300～400 人

### （算定根拠）

目標人口は、次の条件を設定して試算しました。

平成 23 年 3 月 11 日時点の人口（A）
7,140 人

平成 28 年度住民意向調査結果（B）からの推計人口		
（内訳）	（B）	（A）×（B）
戻りたいと考えている （将来的な希望も含む）	13.4%	956 人
まだ判断がつかない	22.9%	1,635 人

目標人口算出の条件		
（内訳）	<想定>	
戻りたいと考えている （将来的な希望も含む）	帰町率 100% （956 人×100%=956 人）	956 人
まだ判断がつかない	帰町率 50% （1,635 人×50%=817 人）	817 人
新しい町民	新産業創出ゾーン、新市街地ゾーン、まちなか再生ゾーンでの就業者数を 1,000 人と想定	約 1,000 人
合計		<b>2,773 人</b>



**目標人口：2,000 人～3,000 人（約 10 年後）**

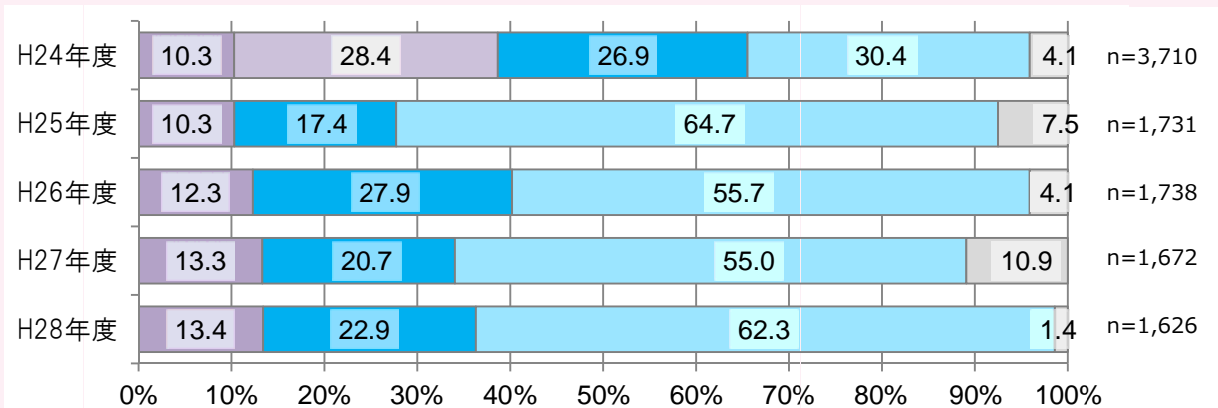
コラム

### 帰町に関する住民の意向（平成 28 年度）

平成 28 年度双葉町住民意向調査は、平成 28 年 9 月 12 日から 9 月 26 日にかけて実施しました。3,355 世帯（世帯の代表者）が対象で、1,626 世帯（回収率 48.5%）の回答がありました。帰還に関する住民の意向は次のとおりです。（グラフの数値は、平成 28 年 11 月 25 日復興庁公表の速報版によります）

#### 避難指示解除後の帰還の意向

<帰還意向の経年変化（グラフ）>



[凡例：H24 年度]

- 自らの補修・再建、復旧が終われば戻りたい
- 条件が整えば戻りたい
- 現時点でまだ判断がつかない
- 戻らないと決めている
- 無回答

[凡例：H25 年度～H28 年度]

- 戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）
- まだ判断がつかない
- 戻らないと決めている
- 無回答

#### 帰還時期（帰還まで待てる年数）

3 年以内	23.9% (11.2%)
5 年以内	22.0% (26.9%)
10 年以内	11.0% (10.3%)
帰れるまで待つ	41.3% (46.2%)

※避難指示解除後の帰還の意向で「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」と回答した方のみ回答

※（カッコ）書きは、それぞれ前回調査（H27.12）結果

#### 帰還後の住居形態（上位抜粋）

元の持ち家（自宅） （建替える場合を含む）	63.3% (61.9%)
自宅とは別の場所に新たに一戸建ての持ち家を建てたい	9.6% (13.0%)
町内の公営住宅	6.4% ( 6.7%)
現時点では判断できない	5.0% ( 3.6%)

※避難指示解除後の帰還の意向で「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」と回答した方のみ回答

※（カッコ）書きは、それぞれ前回調査（H27.12）結果

#### 双葉町とのつながりを保ちたいか

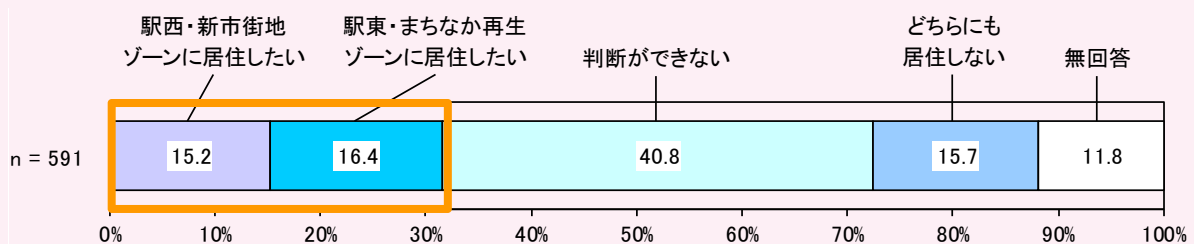
そう思う	56.3% (59.6%)
わからない	26.0% (25.6%)
そう思わない	6.2% ( 6.0%)

※避難指示解除後の帰還の意向で「まだ判断がつかない」、「戻らないと決めている」と回答した方のみ回答

※（カッコ）書きは、それぞれ前回調査（H27.12）結果

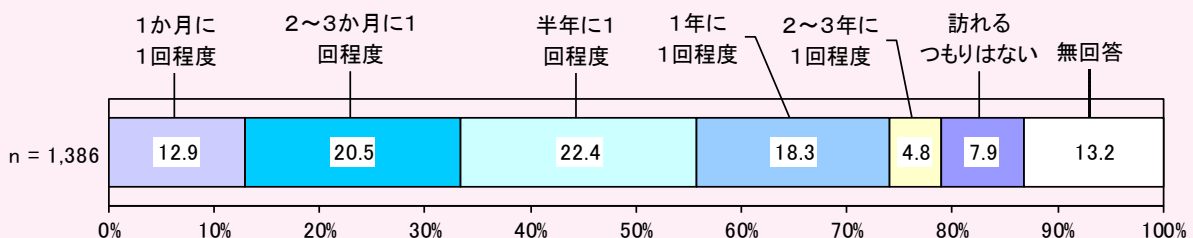
## 「新市街地ゾーン」「まちなか再生ゾーン」への居留意向

- 帰還の意向について、「戻りたいと考えている」又は「まだ判断がつかない」と回答した方のうち、31.6%の方が「新市街地ゾーン」「まちなか再生ゾーン」での居住を希望しています。
- 「新市街地ゾーン」「まちなか再生ゾーン」での居住を希望している方のうち、7割以上の方が「医療・介護施設」、「商業施設・食堂・コンビニエンスストアなど」の生活関連施設を必要だとしています。
- また、必要な生活関連サービスについては、「役場機能窓口サービス」は半数近く、「健康増進・介護予防サービス」、「公共交通サービス」及び「健康相談・生活相談サービス」は3割を超える方が必要だとしています。



## 双葉町に戻りたい頻度

- 帰還の意向について、「まだ判断がつかない」又は「戻らないと決めている」と回答した方のうち、7割以上の方が1年に1回から複数回、双葉町に戻りたいと答えています。
- 特に、双葉町に戻りたいと思う取組・行事・イベントについて、36.7%の方が「お祭りやイベントなどの地域行事」と回答しています。

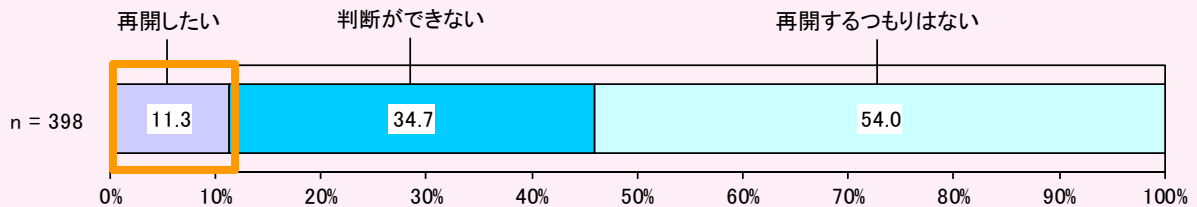




### 帰還後の双葉町での事業再開意向

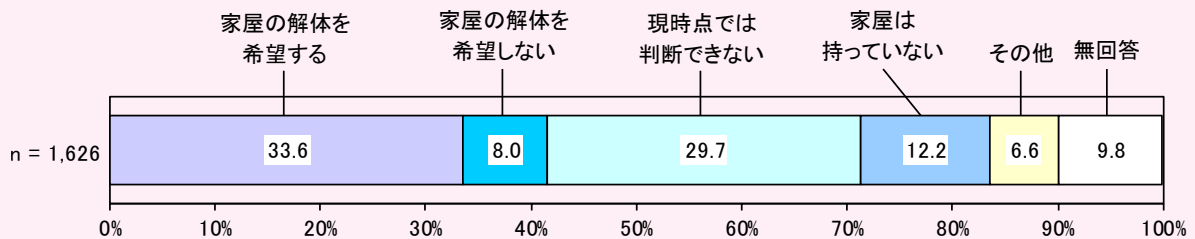
○震災発生時に双葉町内で自営業を営んでいた方のうち、帰還後の双葉町での事業再開意向がある方は、11.3%でした。

○事業再開時の課題については、設備や機材などへの新たな投資（64.4%）、事業に必要な土地や建物などの除染（51.1%）、避難指示解除時期が明確になっていないこと（46.7%）が上位を占めています。



### 被災した家屋の解体意向

○被災した家屋の解体を希望する方は33.6%、解体を希望しない方は8.0%、現時点では判断できないと回答した方は29.7%でした。



### 双葉町内に保有している土地・建物の今後の取扱い意向

○町内に保有している土地・建物を売却したいという意向のある方が18%でした。

○また、「継続して保有したいが、第三者に管理をお願いしたい（5.4%）」、「第三者に貸与したい（2.5%）」と考えている方もいました。

